

令和6年度第1回青森市入札監視委員会 会議概要

○開催日時

令和6年5月24日（金） 午前10時00分～午前11時00分

○開催場所

青森市役所 急病センター棟2階 入札室

○出席委員

委員長	藤 沼 司
委員長職務代理者	磯 裕一郎
委員	蝦 名 和 美
委員	百 済 飛 希

○事務局

佐々木 英 次（総務部契約課長）
鳥谷部 稚 子（浪岡振興部総務課長）
小 原 一 剛（総務部契約課主幹）
ほか総務部契約課・都市整備部公園河川課・都市整備部道路建設課職員

○議事

1 開会

2 会議

（1）報告事項

①建設工事の入札及び契約手続の運用状況等について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
質疑無し	—

②指名停止措置等の運用状況について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
○資料⑨中のNo.2の業者は、青森市において契約はあるのか。	○本市において発注は無かった。

(2) 審議事項

①抽出事案（その１）について

『旭町大通り線舗装工事』（一般競争入札・総合評価落札方式）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
○ほ装工事は本件を含めて他の案件も落札率が低い、特有の事情があるのか。 ※案件抽出時における質問	○本件のような総合評価落札方式の案件については、低入札価格調査制度が適用となることから、最低制限価格制度が適用となる指名競争入札や一般競争入札に比べ失格基準が低くなっている。 また、土木系の工事については、類似工事が多く、使用する資材も広く流通している。 その資材の多くは県などが共通単価として公表しており、工事価格の積算ソフトも一般に流通していることから、積算が比較的容易な業種となっている。 加えて、これらの工事は官公庁からの需要が多く、それに応じて業者数も多いことから、競争原理が機能しやすい環境にあり、失格基準額と同額によるくじ引きが多く発生するなど、落札率が低くなる傾向にある。
○数値的判断基準額の金額は、下回ってはいけない基準なのか。	○その通りである。 入札額が調査基準価格以下であれば、数値的判断基準価格を確認することとなり、直接工事費などのそれぞれの項目ごとに基準を上回っている必要がある。 また、調査基準価格以下の入札の場合は低入札価格調査を行う。
○今年度は総合評価落札方式に係る制度変更を行ったのか。	○今年度は制度変更を行っていない。

②抽出事案（その２）について

『新城川護岸工事』（一般競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
○入札参加者が１者のみだった事情としてどのようなことが考えられるか。 ※案件抽出時における質問	○当該事案は、令和５年１０月に土木一式Ｃ等級に登録を有する業者を対象に、１度目の入札を行ったが、参加者が無く取りやめとなった。 その後、Ｂ等級又はＣ等級へと対象を拡大し再度公告を行ったところ、１者のみ入札があったものである。 工事内容については、特殊な工法や機材を要するような特定の業者しか施工できないものではないが、施工場所が住宅地裏の斜面と線路に挟まれていることから、鉄板を敷いて重機や資材を運ぶ必要があった。 また、川の流れを堰き止めながらの作業となり、足場も不安定で重機の使用にも制限があることから、現場の状況に応じた柔軟な対応が求められ、災害復旧の現場における経験が豊富な技術者の配置が必要であった。 これらの事情から多くの業者が入札を敬遠したものと考えられる。
○他にも入札参加者が無い案件はあるのか。	○当該事案の他にもある。 その際は、設計などを見直し、再度公告を行い、落札者を決定している。 当該事案のような復旧工事で発生する傾向がある。
○入札参加資格において、紙入札についての記載があるが、電子入札も含めて２つの方法で入札に参加できるのか。	○本市の場合は基本的には電子入札システムによる入札のみとしている。 ただし、通信回線の障害など特殊な事情がある場合に限り、業者が市に申し立てることによって紙入札の参加を認めることがある。
○電子入札システムではどのように入札するものなのか。	○インターネット経由で各業者が入札を行うものであり、入札を行うためには業者自身の証明としてあらかじめＩＣカードを用いて利用者登録を行う必要がある。

③抽出事案（その３）について

『大野地区外側溝工事』（指名競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
○本件を含め土木一式の工事の落札率がほぼ全て８９％台となっているが、どのような理由が考えられるか。 ※案件抽出時における質問	○抽出事案(その１)と同様の理由により、土木系工事は積算が比較的容易であり、また、競争原理が機能しやすい環境であることから、本件のように最低制限価格（失格基準）と同額の入札者が多数となり、くじ引きにより落札者を決定している。 他の土木一式の工事も同様の状況である。
○くじ引きはどのように行うのか。	○くじ引き対象者の中からじゃんけんにより２者を選出し、さらにその２者からじゃんけんにより、くじを引く者とくじ引きに立ち会う者を選出する。 くじは対象者数分の数字が１つずつ書かれたくじ棒であり、あらかじめくじ対象者ごとに番号を振り分け、引いたくじに対応する番号の業者が落札者となる。

④抽出事案（その４）について

『八甲通り線歩道融雪施設海水ポンプ修繕工事』（随意契約（一者））

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、随意契約の経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
○当該工事を随意契約で行った理由を確認したい。仮に当該業者に不都合が生じたときに考えられる対策について伺いたい。 ※案件抽出時における質問	○当該工事は、歩道融雪施設のヒートポンプ式熱交換に利用している海水ポンプ３台が、経年劣化により腐食し、分解整備できない状況となっていたことから、これを取り替えるものである。 当該施設は当該業者が独自に開発し、特許を取得した同社固有の機能・構造を有する海水熱源融雪施設であり、工事の実施に当たっては試運転・調整も含め、施設の構造・機能を熟知している必要があることから、製造及び設置者である同者と随意契約を行ったものである。 このことから、当該業者が仮に事業継続できないような場合は、事業を引き継ぐ会社があればその者に対応をお願いし、引き継ぐ会社が無ければ、新たな融雪施設の導入や除排雪による対応が考えられる。
○新たな設備に更新するとすると、余計に費用がかかるものか。	○その通りだと思われる。 今ある設備を残しつつ更新できるのか、又は全面的に更新しなければならないのか、その部分から確認し設計を行わなければならないため費用がかかると思われる。
○特殊な工事は本件の他にもあるものなのか。	○随意契約の案件に関しては、特殊な工法や特殊な施設のため、施工業者でなければ実施できないことが多い。 また、工事においてソフトウェア的な調整が必要な場合、随意契約にならざるを得ないことがある。
○本件はポンプ自体が特殊な構造を有しているのか、それともポンプも含めたシステム全体が特殊なものなのか。	○ポンプ自体は他社製で、汎用的なものであるが、ポンプを含めたシステム全体が業者固有の特殊なものであるため、ポンプの更新であっても試運転や調整が必要となることから、当該業者でなければ施工が困難である。
○当該施設は何かの機会に汎用的なシステムに切り替えた方が良いのではないか。	○システム全体が老朽化して、更新が必要になった際は、コスト面などを勘案してどのようなシステムが良いのか検討していく。

(3) その他

①次回会議の開催日程等について

次回会議は来年 1 1 月頃の開催を予定しており、後日調整することを確認した。

②次回審議案件の抽出について

次回会議の審議案件抽出者については、蝦名委員が指名された。

③その他

審議案件の抽出方法について、これまでのように入札方式毎にバランスよく選出するほか、抽出者が気になった案件を審議する方法も検討して良いのではないかという意見があったことから、抽出者が気になる案件があった場合は事務局と情報共有を行い、検討を行うこととした。

4 閉会